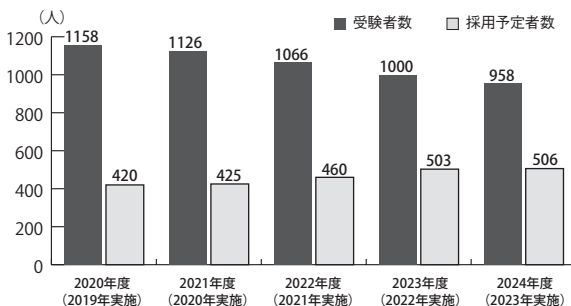


# 長崎県

面積	4,131 km <sup>2</sup>
人口	1,255,079人
県の花	雲仙ツツジ(ミヤマキリシマ)
県の木	ツバキ/ヒノキ
県の鳥	オンドリ

求める教員像	<p>【小学校】心豊かで明るく、子どもとともに遊び、ともに学ぼうとする人</p> <p>【中学校】情熱にあふれ、生徒とともにあり、わかる授業に努める人</p> <p>【高等学校】教科に関する専門性が高く、生徒の指導にも熱心に取り組み、明るく社会性に富む人</p> <p>【特別支援学校】子どもに対する純粋な愛情を持ち、ともに学び、ともに成長することを喜びとする人</p> <p>【養護教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、健やかな成長を支えることに喜びを感じる人</p> <p>【栄養教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、食をとおした心身の健全な発達に喜びを感じる人</p>
出願期間	<p>公開日 4月9日(火)</p> <p>電子申請 4月15日(月) 10:00~4月25日(木) 17:00</p>
試験日程	<p>1次試験 試験日 6月16日(日) 合格発表日 7月19日(金)</p> <p>2次試験 試験日 8月21日(水)~9月2日(月)の指定した1日又は2日 合格発表日 10月4日(金)</p>
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	<p>【小】 【中】国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 【高】国語, 地理歴史(世界史, 日本史, 地理), 公民, 数学, 理科(物理, 化学, 生物, 地学), 保健体育, 芸術(音楽, 美術), 英語, 家庭, 情報, 農業, 工業(機械, 電気, 建築, 土木, 工業化学), 商業, 看護 【特】(小)(中高) 【養】 【栄】</p>
特記事項	<p>■特別採用選考 ●障害者特別採用選考 必要に応じ、受験上の配慮をする。審査の上、実技の免除等も行う。</p> <p>●離島教育特別採用選考 [小] 志願者で、採用時を含めて通算10年、同一離島市町に勤務できる者は、離島枠にて選考。●特定教科(情報)特別採用選考 [高] 情報志願者で、規定の要件を満たす者は、1次を免除。</p> <p>●社会人特別採用選考 [栄]以外の志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般を免除。●英語資格等保有者特別採用選考 [中・高]英語志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の全て又は教職・一般を免除。</p> <p>●本県本務教員退職者特別採用選考 [栄]以外の志願者で、規定の要件を満たす者は、1次を免除。●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考 [特]志願者で、規定の要件を満たす者は、1次を免除。</p> <p>●スポーツ指導者特別採用選考 [高]志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般を免除(保健体育志願者は実技も免除)。</p> <p>●大学推薦特別採用選考 規定の校種。教科志願者で、規定の要件を満たす者は、1次を免除([中]技術, 家庭志願者は2次の実技も免除)。</p> <p>■免除 ●体免 [中・高]保健体育志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の全て又は教職・一般を免除。●特免 保健体育以外の[高]志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般を免除。●臨免 [栄]以外の志願者のうち、臨時的任用等教員経験者で、規定の要件を満たす者は、1次の全て又は教職・一般を免除。●本免 他自治体の国公立学校本務教員で、規定の要件を満たす者のうち、[小・中・特・養]志願者は1次の全て及び2次の実技を免除、[高]志願者は1次の教職・一般を免除。●通免 [小・中]志願者で令和7年度の1次を免除する通知があった者、及び、[高・特・養]志願者で前年度2次区分Ⅱ合格後に名簿登録されなかった者は、1次を免除。</p>

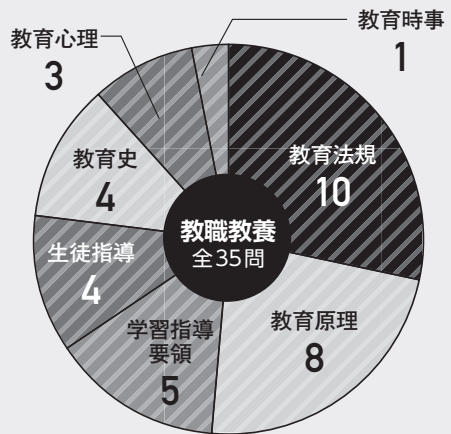
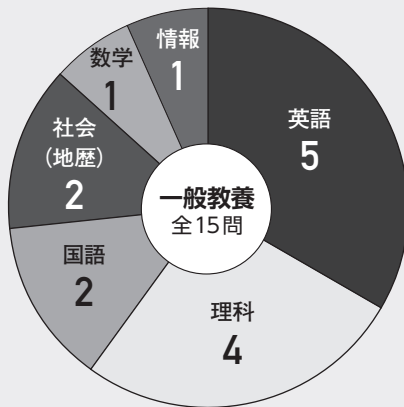
## ▼受験者数等推移



## ▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	1,473	481	143
不登校(人)	981	2,100	720

## 2025年度(2024年実施)筆記試験DATA



- ▶ 必出の学習指導要領総則
- ▶ 教育法規は教育基本法と地方公務員法(服務)
- ▶ 自然科学では数学(平面図形)と理科全般

〈教職教養〉では例年通り択一形式で幅広い分野から出題された。

**学習指導要領**では総則が必出であり、今年度は「小(中・高等)学校教育の基本と教育課程の役割」が出題された。

**教育原理**(学習指導法, 特別支援教育, 人権教育等)のうち, 学習指導法では, 完全習得学習やジグソー学習, 有意味受容学習の理解を問う問題が出題された。特別支援教育では, 「学校における交流及び共同学習の推進について」(2018年)から「障害のある人との交流に関する基本的な考え方」に関する問題がみられた。人権教育では, 部落差別の解消の推進に関する法律から第1条が出題された。

**生徒指導**では, 「生徒指導提要」(2022年)から「第1章 生徒指導の基礎」や「第3章 チーム学校による生徒指導体制」, 「第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」が出題されたほか, 「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023年)等も出題された。

**教育法規**では教育基本法と地方公務員法(服務)が必出である。今年度, 教育基本法では第4条が, 地方公務員法では第30条が, それぞれ出題された。また, 頻出の学校保健安全法, 学校教育法のほか, こども基本法も出題されている。

**教育心理**では, 発達理論(ピアジェ, エリクソン等), 学習理論(スキナー等)のほか, ポートフォリオ評価や作業検査法に関する問題等が出題された。

**教育史**では, 日本教育史から江戸時代の教育機関に関する問題や, 近代の学校制度の体系を問う問題, 戦時下の教育体制のあり方に関する問題が出題されている。

〈一般教養〉のうち, **人文科学**では国語(漢字の読み書き等)と英語(単語, 熟語, 会話文等)を中心とした出題となっており, 今年度も同様であった。**社会科学**では例年, 幅広い分野から出題されており, 今年度は日本史, 地理に関する問題がみられた。**自然科学**では例年, 数学(平面図形)と理科の各領域から幅広く出題されている。今年度はこれらに加え, 情報も出題された。